

一時間に一本かそこいらのバスに乗って来るということは、非常におっくうなものです。また、その前後の時間を非常にロスをとります。したがって、出張の窓口あるいは出張してもらって、何らかの便法が図れるのではないかとすることは、依然として心の中に残っております。今後この問題につきましましては、私も少しつくく勉強して、またお願いなり何なりをすると思っておりますので、よろしくお願いしております。

また、昼休みの窓口は、先ほども申したとおり本来は市の全機能が、全機能が昼休みも機能しているのがこれはベストなんですけれども、それにも若干の問題があると思っておりますので、これもできるだけその形に近づけていただきたいということをお願いとして残しておきます。

それから、老人医療共済制度でございますが、市の方では実施に向けて何かお考えなり何なりがあるのか、お伺いいたします。

昨日のテレビでも言われましたとおり、老年人口がもう一一％になってくると、六十五歳以上ですか。そうしますと、福生市にそれを置きかえても、五千から五千五百人に及ぶ問題であります。いろいろな福祉の制度というのは各市もいろいろ実施をしてくると思いますが、決しておくれない問題だと思っておりますので、一点だけ、ぜひ実施に向けて検討していくお考えがあるかないか、それだけをお伺いいたします。

それから、特別養護老人ホームでございますが、現在市において特別養護老人ホームに入所を希望している方が何名くらいあるか、これを数字でつかんでおれば、お教え願いたいと思います。

また、当該施設はショートステイと、それからデイケアの設備を持つようでありますが、ショートステイの現在市における実績、年間何名ぐらい、秋川の方に移送していると聞いておりますが、何名ぐらいの実施がされているのか、お願いいたします。それからデイケアであります、現在デイケアというのは市内にはないと思います。また、今やっと思いが芽ばえてきた総合福祉センターにも、これに類するものがないんじゃないかと思っておりますので、これをどのようにお考えになっているか、以上お伺いいたします。以上で第二回を終わります。

○教育長（森田 猛君） それでは、再質問に御答弁申し上げます。

学校給食の状況でございますけれども、私どもが一番心配しているのが、先ほど言われました残滓の状況でございます。小学校の場合には約五％、それから今完全に実施をしている市におきまして一五％の残滓が出ています。

それを担当者に聞いてみますと、男子よりも女生徒に残るものが多いと。余り給食を食べると格好が悪いとか、太ってしまうというようなことで、残滓が相当出ているというような話を直接私も聞いておるわけでございます。

それで、これは古いわけでございますけれども、五十四年に福生の中学校の生徒に、給食に対する意向を調査したことがあるわけでございますが、そのときに先生方、実際に指導していただく教員が、反対が六四％あったわけでございます。それから保護者、親でございますが、これは賛成が七九・四％。それから一番肝心な生徒でございますけれども、まあいいだろうという人が四三％、反対が二〇・七％で、どちらでもいいというのが残りでございまして、これを半々にしますと若干賛成の方が多いんじゃないかというふうにお考えしております。

したがって、我々もこれを、年数もたっておりますので、調査等もしてみたいと、こういうふうにお考えしております。それもやはり委員会をつくりましてその中で進めていきたいと、このように考えております。

それから今ひとつ、先ほど、恐らく市民会館のことと思っておりますけれども、時間とおりの、役人の悪い癖でございまして、サービス精神が足りなかったということを私からおわびいたしました。時間外でもそういう場合には即開けて市民を中へ入れるよう、厳重に注意いたしますので、御勘弁のほどをお願いいたします。

○福祉部長（生子国利君） 御質問の二点につきまして御答弁申し上げます。

まず共済制度、見舞金の関係でございますが、考え方があるかどうかという問題ですが、先ほども市長から御答弁申し上げましたとおり、制度につきましては十分検討、研究いたしますということでございまして、ある程度前進的な考え方で進め、研究はすべきであるというふうにお考えしております。

それから入所の希望者数でございますが、現在十五名が待機しております。そのうち入院希望者という、今現在のところの希望者としては、大体八名程度になっております。その他の方につきましては、まだそこでよろしいということではなく、ほかのところを希望しているような方もあるようでございしますので、十一月オープンまでにはいろいろまた協議して、なるべく近いところへ入っていくということが、一番理想的じゃないかというふうにお考えしております。

それからショートステイでございますが、ショートステイにつきましては、今実績としては約四十八泊秋川へしておるんじゃないかと思えます。大体十二回ぐらいですから、十二回ということになりますと一回は四、五日ということになりますけれども、そんなような利用法でございまして、今後福洋会みたいな特別養護老人ホームが福生にできますので、前

にも堀川議員さんの御質問に対してお答えしたと思いますが、当然近い所が治療にいいわけですから、それらも考え合わせながら、現在あそこの施設には単独でつくられた余裕ベッドが二ベッドございます。当然市としても、これらを今後年間を契約していくと。それで、いつでも対応できるというふうなことが必要じゃないかと思いますが、そんなことも十分検討いたしました。ほかの市においてもほとんどがそういう地域の中に持っておりますので、これも十分今後検討いたします。またその際には議会と相談しまして、設置していきたいというふうに考えております。

それからデイケアの問題でございますが、今国としては、最近の在宅患者の取り扱いという問題が、非常に苦慮しているわけでございます。この対応がおくれています。当然、特養とかそういったものに入れる方はいんですが、待機するような方、施設が間に合わないということで待機している方が当然あるわけですが、こういう方の関係を、行政としてこれを配慮しなきゃならないということで、高齢者在宅サービスセンターというものをつくれということが、今出ております。これは当然各市で行われると思います。

この在宅サービスセンターという内容でございますが、これはデイホームと同じようですが、毎日受けるわけですが、これは在宅者を受けるわけですが、今までのデイホームというのは要するに健康な方をお呼びいたしまして、風呂に入れたり、そういったものの一日を費やすわけですが、逆にこの、在宅者を今度引き受けまして、一日預かると。これは要するに看護している方の対応を考えていかなきゃならないと。それが一番問題だろうということで、最近市側にもそういった要請が来ておりますけれども、とにかく介護者もまいっちゃってます、一年中。そういうふうな方を、たとえ十日でも毎日昼間だけ預かって、夜だけ要するに看護してもらうというふうなことをすべきじゃないかというふうなことで、これには三つの整備がございまして、基本事業とそれから通所事業と、それから訪問事業とこの三つに別れまして、そのうちの基本事業でございます、その送迎をして一日、食事を、当然与えるわけですが、あるいは養護だとかあるいは日常動作訓練だとか、あるいは寝たきりになってますんで、そういった点も配慮いたしまして、そういうものを当然今後つくっていくかなきゃならないという場合に、総合福祉センターの中にそういうものが仮に入られるとすれば、当然その部分だけ入れられるというふうなことで、その方法以外の、入浴だとかそういうものについてはやはり特別養護老人ホームとかそういうところへお願いするほかにないんじゃないかと。

ですから、これからは当然そういうふうな計画を立てる中には十分検討して、これを包含していくかどうかという問題

も考えなきゃならないと。そういうことで今後のデイホームの対応を考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○六番（南木繁男君）　まず中学校給食問題でございますが、これもやはり私は、この質問を設定した動機は、前回の質問あるいは答弁において、子供の意向が余りにも無視されているんじゃないかと考えましたので、この質問を設定してわけです。まだメニュー、献立とか、あるいは既存設備で何とか対応できる部分があるんじゃないかというふうな、いろいろな意見、質問もあるんですが、検討委員会を設置されるという意向ですので、この質問は差し控えておきます。むしろ検討委員会の方でこの問題もやっていただきたいと思います。検討委員会の設置の意向ということでございますが、検討委員会の性格は、生徒の意向を十分に把握できる性格であってほしいと思います。

また、いろいろ検討していく過程において、隘路が出てくると思います。隘路が出てきたから、これで終わりだというような検討委員会ではなくて、その検討委員会は、場合によっては推進委員会になるというような性格であってほしいと思います。隘路をどんどん開いていく、例えば生徒が、先ほど申しましたような数字でもって、もっとも五一％の賛成があったから給食実施だというふうなことにはならないと思います。いろいろメニューに不満があるんじゃないかと、いろいろなことを検討して、子供の大多数の賛成を得ていく、承認を得ていく検討委員会であってほしいと思います。

また、その検討の過程であります。検討は密室で行われるのではなく、やはり開かれた検討であり、検討の経過を市の広報、あるいはPTAの総会であるとか、あるいはあらゆる機会をとらえて、ただいまここまで検討がされてます、こんな状況ですということをも市民にPRしてほしいと思います。何回も申しますが、市民の多数の要望のあることで、その経過は必ず市民にはっきりさせていただきたいと思ひます。

ちょっと申し忘れましたが、これで質問は終わり、今要望に入っておりますので。

それから職員の事務についてであります。おっしゃるとおり市民会館ですが、部長さんから御丁寧な陳謝を受けようとは思っておりません。単に私が、市民のためにもう少し市政が親切であっていいのではないかと考えた考えを持った契機と申ししたので、非常に、逆に恐縮しております。

老人医療の共済であります。これは今三市が行われ、恐らく幾つかの市が追って実施していくんだと思います。福生も、早いだけが別に能ではありませんが、なるべく早い機会に、二十六市の二十六番目になるなんていうことじゃなしに、

なるたけ早い機会に、府中の制度あるいは他の三市の制度、あるいはその中間的な制度なりと、至急御検討御研究をいただきます。実施をさせていただきたいと思ひます。

それから特別養護老人ホームでございますが、これは今現在、例えばショートステイの設備を市で確保すること、は、当然投資が必要であります。ある方は、現在入る見込みがないのにむだな投資ではないかというお話も聞きますが、だんだん老人の人口はふえてまいります。もしむだであっても必要なむだではないかと思ひますので、このショートステイあるいはデイケアの施設については、非常に必要なむだな投資になっても構わないと思う、必要な先行投資だと思ひます。ぜひそのようなお取り計らいを願えたら思ひます。

以上で質問及び要望を終わりますが、非常に拙劣な質問に対して御丁寧な御答弁をいただいたことを感謝しております。終わります。

○議長（村尾栄次君） 十一時五分まで休憩いたします。

午前 十時五十四分 休憩

午前十一時 五分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。十三番遠藤洋一君。

（十三番 遠藤洋一君登壇）

○十三番（遠藤洋一君） 通告に基づきまして、一般質問を行いたいと思ひます。

一般質問の項目は全部で四点になっております。一つは横田基地について。それからもう一つは今問題になっております、発ガン性物質を含んでいるのではないかと言われていますアスベストの除去の問題について。それからもう一つは下の川のふた掛けと緑の保全の問題について。それから最後にプライバシーの保護と情報公開についてという四点の質問を行いたいと思ひます。

○一番最初に横田基地についてなんですけれども、一番最初の項目に挙げましたのがブルーインパルスの飛行中止についてというのを挙げました。

八月の十二日過ぎあたりの新聞報道によりまして、九月五日、六日と二日間にはわたって行われます横田基地の日米親善

友好祭にブルーインパルスが飛来をするということがずっと言われていたわけですけれども、それが、飛来が中止になったという報道があります。現実には、例えば一九六四年に結ばれました安保条約に基づきます日米合同委員会での、いわゆるその、横田基地周辺地域上空における曲技飛行の禁止の条項などの問題もありましたし、あるいはその、後で質問しますけれども、横田基地公害訴訟が東京高裁であのような判決になったというものの、二つの影響だと思ひますけれども、それまでの状態から言いますと、防衛庁の方の意見が新聞等々で報道されている場合には、一つは今の三九協定、一九六四年に結ばれた協定ですけれども、その協定そのものは米軍機の日常的訓練を対象にしたものだ。ですから年に一回のブルーインパルスは対象外であるという判断が一つあったわけです。それからもう一つは、地元がござって反対であれば中止を考えるけれども、一部の市、一部の市というのは我が福生市ですけれども、歓迎のムードがあるからという形で今まで言わなかったんですね。

現実には、こうした形でブルーインパルスの飛行が中止になり、それから六月の議会におきまして私を初めたくさんの議員の皆さんから、ブルーインパルスの中止を要請するということがありましたし、あるいは七月中には横田基地の公害訴訟団やあるいはですね、西多摩地区労などからですね、ブルーインパルス中止の要請というのはあったと思うんです。

これの、ブルーインパルス中止の過程、あるいは僕の希望的観測から言えば福生もですね、福生の市長さんもブルーインパルス、非常に騒音がひどいものですし、横田基地ではあれなんです、一九六二年からブルーインパルスの飛来があったんです。僕はそんなに思ったと思わなかったんですけれども、実に十回来てるんですね。十回今までに演技飛行をやっているんですよ。途中で、八十二年の十一月に静岡の浜松市で事故を起こしましたから、それから四年間ぐらひは横田にも来ていなかったし、實際上その間の三年間というのは飛行してないんですね。訓練をするとかあるいは自衛隊という形でしてないんですけれども、八十三年に、それまでの浜松から松島に基地を移した関係もありまして、その後また再開をするという形になったんです。で、一昨年、昨年というふうに横田にもやってきたわけですけれども、私の希望的なことから言えば、市長さんがこれを反対の要請をしたのではないかと思ひますけれども、市長がですね、ブルーインパルスに関してその後どのような態度をとられたかということについて、伺っておきたいというふうに思ひます。

そのことと非常に密接な関係があると思ひますけれども、七月の十五日に横田基地の公害訴訟が、東京高裁で判決が出ました。皆さんも、新聞等々に大きく出ましたから御承知のことと思ひますけれども、基本的には裁判所は、国の被害を

認めたんですね。これは民事訴訟で行っている裁判ですけれども、裁判所としては二つのことを言っていますね。

一つはやはり、被害を認めたと。だから国の方は被害を認めた上でですね、補償をしないといふこと。それは第一審、東京地裁の八王子支部で行った判決よりもさらに重いものですよ。金額としてもふやしなさいといふことを言っています。

それから中で非常に重要なことを言っているわけですから、基地の公共性の問題を言っているわけです。基地の公共性というのは、それまでの裁判の中でも非常に争われまして、基地というのは非常に公共性の高いものだから、夜中飛ぶことも差し支えないんだと、あるいは被害を我慢しなさいと、受認限度のなかであるといふことをずっと国側は主張してきたんです。それに対してどういふふうに言ってきたかというところ、平和時における、実際には有事でないときという表現がありましたけれども、戦争ではないときですね。平和なときの軍事基地としての横田基地の公共性の程度というのは、民間公共飛行場のその程度に等しい、つまり民間飛行場とかわりませんよといふことなんです。だから夜中に飛んだり、とんでもない大きな音をたてたりすることは、それはもう受認限度を超えますよといふ判決をしました。

これは、横田基地裁判そのものが、例えば原告の一番の大きな要求、つまり一番目二番目に挙がっているところ夜間飛行の差し止めであるとか、あるいは夜間のエンジンテストの中止であるといったことに関しては、被害の元凶は米軍なのであるから国には責任がないという言い方をして、事実上の門前払いをしているわけです。しかしながら、出る騒音に関しては、他の公害訴訟と同じように、騒音の内容を認めただんですね。

同時に、国が最もよりどころにしていたところの、あるいはその、基地があるから仕方がないといった論理のよりどころであるところの公共性の問題に関しては、例えばほかの文部省や運輸省の行っている行政と同じであるといふふうになっています。つまり、トラックを動かしたり普通に事務をとったりするのと同じような公共性しかないんだと。その限りでは、激しい騒音というのは受任の限度、つまり我慢の限界を超えますよといふことを言っていますね。

これは恐らく今までの横田基地の公害訴訟や、あるいはほかのところで行われている軍事基地、軍事飛行場での騒音訴訟の中では、非常に進んだ考え方だと思っているわけです。

私はここでですね、市長に一体これから先、横田基地公害訴訟について、一番目は今回の判決についてどのように思うか。どのような形の態度をとるかといふことを伺っておきたいんですけれども、同時にこれからですね、東京高裁から最高裁に上告という形になりました。それは国側、並びに原告が共にやっているわけですね。国の主張は被害の問題、ある

いは公共性の問題をさらに追求していくことだと思いますし、それから原告側としては夜間差し止めにつきまして、あるいは夜間のエンジンテストの停止については門前払いの形でですから、そこを争うことになっていくと思いますけれども、最高裁まで行われる、最高裁というのは御承知のとおり事実経過を争うところではありませんから、法的な判断や、あるいは憲法に照らしてこの判断がどうであったかといふことを考えるわけで、その上で最高裁が負ければ、いわゆる原告が負ければ、高裁差し戻し。で、そのまま最高裁の判決を指示するという形になり、最大かかりまして二年、三年かかると思いますけれども、そういった裁判の状況の中で、市長は一体どのように考えているかといふことを伺っていききたいと思っています。

実は、七月十五日付の各紙夕刊紙などで、助役さんのコメントというのが出たんですけれども、簡単に結めて言いますと、最高裁まであるんだから今のところコメントはできないといふような形のコメントしか出てないんです。これはつまり、裁判の独立であるとか、あるいは高裁と、それからあるいは最高裁との関係とかといふのを全く考慮しないのか、知らなかったという形でのコメントだと思えますけれども、市長さんはどのように考えているかといふことを、ぜひ伺っておきたいと思っています。

それから三番目には、最近やはり相当に市内上空の旋回飛行が多くなったのではないかとということから質問なんですけれども、例えば七月、八月中、特に八月の十二日の日に、奈良県の十津川というところでE6Bという、プラウラーという飛行機が、地上から高さ百五十メートルぐらいのワイヤーを切ったりなんかして大騒ぎになりました、新聞にも大きく出たので御承知の方も多いと思いますけれども、ああいった所で訓練しているのはちょっと以外だったんですが、実際にこの夏ぐらいになりますと、大変に市内でも上空旋回飛行が多いのではないかとこのように思われています。

例えば、端的な例を挙げますと、八月の三十日、三十一日というのは日米の合同訓練があったものですから、市内にも、例えばKC135だとか、それからE3Cだとか、E3Aだとか、それからさっき言ったプラウラーとかF16とか、たくさん横田基地に飛来をしておりまして、相当市内の上空を回るような演習をやっているんです。それとやはりC130の市内の上空の訓練も、非常に市街地の上空が多くなったのではないかとこの声も聞くわけです。

市長が、例えばこれは一九七九年の九月議会のときの質問、当時は石川市長さんだったんですが、石川市長さんへの質問の中で、当時の企画財政部長さんが、こういう答弁をしているんです。昭和三十九年に、日米親善委員会と議事録にあ

りますが、多分これは合同委員会だと思えますけれども、事項があつて、市街地は避ける、低空を飛んではいけない、エンジンテストは夜間は控える、などという協定があるんだというようなことをおっしゃってます。実際これが今よく新聞に出ますところの三九協定という中身の一部分ですけれども、そのような協定まで考えますと、この間やはり行われている市内上空の飛行というのは、明らかにこの協定には違反をするのではないかと思っています。その辺を、市長はきちっとどのような、司令官ともしばしばお会いだと思えますけれども、どのようなことをお話しになっているか、あるいはどのように考えておられるかということを、ぜひ伺っておきたいと思うんです。

実際に、現実の問題からいいますと、例えば日米安保条約の中の地位協定の中のことからいいますと、航空法がどこまで安保条約との関連があるかということからいいますと、大変難しく、ほとんど航空法が安保条約の中では適用されないという事実があるんです。例えば低空での飛行の禁止の問題であるとか、あるいは市街地の上空の飛行の問題であるとかというのは、恐らくは、例えば自治体とかそのときどきの政府と米軍、あるいは日本国政府と米政府の間の話し合いによって決められているのであつて、現実から言えば、大変残念なことに安保条約の方が優先していることが多いわけですから、それから行くと、これらの協定というのは実際上、あつてなきがごときものなのかもしれませんけれども、三九協定その他でもって結ばれた中身について、市長はどのようなことを考え、なおかつ市内上空の、この間の非常にふえたした旋回飛行について、どのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

また、九日ぐらいからE2Cがまた訓練飛行をやつてゐるんです。朝は十時、きょうはやるはずが、どうしてやつてないのかよくわかりせんけれども、十時から十二時、それから夜が七時から九時という形で演習をやっています。それにつきましても、どのように考えているかということをお伺いしたいと思います。

そのことに合わせまして、去年の六月、八月期の離着陸数との対応、数字の上での変化をお伺いしたいと思います。思っています。

次は、アスベストの問題なんです。

ほかの議員さんからもこのアスベストの問題について一般質問が出ていますけれども、学校、特に学校教育施設の中でアスベストの撤去を行わなければならないという新聞記事が出てきたと思います。石綿の有害性というのがあるわけで、これは広く知られる以前に、例えば僕の記憶でもそうですけども、僕の通つた小学校でも石綿の吹きつけというのは

随分行つてたんです。これが、今さら有害で、とんでもない話だと思えますけれども、肺がんなどについての発がん性の原因になるといふことが言われています。

これは、つい最近わかつたわけではなくて、実際には石綿、アスベストを扱う労働者、働く人にとっては非常に有害の問題というのは今までありまして、一九五五年ぐらいから、石綿の吹きつけということは、一般的に行われるようになったんです。そのあたりから問題になつて、一九七五年には労働安全衛生法で規制ができた、つまり例えば吹きつけをやるならばちゃんとしたマスクをしないと、そういうことについての規制がはじめたんです。

ところが、学校施設等々に関することについては今だに規制がないわけで、我が福生市でもあちらこちらの、例えば防音に非常にいいものですから、使つたりしているところがあるんです。これについては非常に除去が望まれています、除去しなければいけないということですけども、新聞の調査などでも、これは七月二十六日の朝日ですけれども、多摩地区では百五小学校、三十八中学で使っているんだと。福生においても小学校で七つ、中学校で二つ使用していると。で、対応策としては撤去の方向で検討中であると報道があるわけです。実際に子供の安全のことを考えますと、これらアスベストの除去について、あるいはもうすでに行い始めているとは思いますが、どのような形で行っているかということ、ぜひ伺っておきたいと思っています。

それからもう一つなんですけれども、アスベストで、石綿ということでもう一つ考えつきますのは、水道管のことなんです。

福生市でも御承知のとおり、非常に福生市というのは水道の施設が早かつたというふうに従つて来ますが、初期の時期におきましては、アスベスト管を随分使っているんです。

それで、アスベスト管については、例えば安全なのかどうかということがありまして、アスベストの繊維が水道の中に混入するのではないかというようなことを言っているところもあるんです。例えば、埼玉県久喜市の水道部などではそのことについて調査をしましょうなどということを言っているんですけども、実際にですね、福生市のアスベスト管というのは今の水道のどれぐらいの割合を占めていて、それについての安全性はどうなのかと。安全であれば僕は問題はないと思いますけれども、そこについてどのように調べたり考えたりしているかということをお伺いしたいと思います。

それから三番目ですけれども、下の川、中央幹線が出ている下の川の問題ですけれども、ふたかけの問題と緑の保全という形で一般質問の項目を提出をしました。

下の川の工事につきましては、今回の議会におきましても補正の予算が出まして、全体としては工事の計画がどのようになっているか、よくわかりませんが、少なくともそれまで何人かの議員さんが、下の川の溢れの問題や、あるいはふたかけの問題を質問しています。その中で、今年の当初予算におきまして、歩道、遊歩道程度のものをつくらうではないかと、ふたかけをしようではないかという話まで進んだことは、御承知のとおりだと思います。

実際にここが、今度は相当に距離も長く、しかも道路になる、道路というのは車が通るような道路になるということが出てきて、ちょっと僕としては幾つか心配なところが出てきたわけですけれども、このような大きな工事、これから道路をつくるという大きな工事は、余り福生市内には出てくるかどうかということはわからないんですが、特にあいつた緑の多いところに道路をつくるということについて、これから出てくるかどうかかわりませんが、一つはその下の川のはけその他にあります、大変緑の豊かなところですから、その緑の保全についてはどのように考えているかというのを伺っておきたいんです。

それからもう一つは、これは根本的なことを申し上げるようですけれども、今やはり全国的な傾向といいますと、暗渠にする、つまりどぶや川にふたをかけるということは、余りはやっていないんです。全体としてはできるだけ水を残し、緑を残し、空間をつくりましょうというのが大体まあ、趨勢なんですけれども、趨勢に逆らってふたかけをしなければならぬだけの事情がここにあるわけですが、そのときにも、一体緑を削って道路をつくって、幅七メートルの道路をつくるというんですが、学校も近い、七小とか福生高校だったりするところのすぐ裏ですから、歩道の、遊歩道程度が適当ではないかと僕は思っているんですけれども、そんなにかい道路をつくるような経済効果があるのかということです。

経済効果と緑の保全ということををはかりにかける形になるかもしれませんが、緑の保全の考え方からいいますと、今の道路をつくる経済効果と緑の保全をどういうふうに考えているかということ、ちょっと市長さんに伺っておきたいんです。

それからもう一つは、公園やあるいは緑地、それに近いものに関する工事における緑の保全の原則みたいなものが立っているかということをお願いいたします。

緑を守り育てる条例というのはありますけれども、あれは緑を守る条例じゃないんですね。実際に市内のあちこちにわずかに残った緑を、道路やあるいは公共施設などで削る可能性というのがこれから出てくるとすれば、どこかで緑の保全のための原則を立てなければいけないというふうに思うんです。それは少なくとも、例えば総合計画とかそのようなものに盛り込まなければならぬと思いますけれども、そこについてはどういうふうに考えるかというのがあります。それから、今度の工事については、例えば地元の説明とか、地域でのお知らせとかということをしているかということがあるんです。

いきなりでかい道路がばんと走ると。それまでは川筋の細い道で、散歩もできたようなところなんですけれども、あるいは少なくとも、水のある時期はあったにしても、その調整さえ何とかなれば、非常にいいところだという、きれいなところだという形になっているわけですが、それらの辺についてはどのような形で市長は考えているのか。あるいは緑の状況について、影響の調査みたいなのはしたのかというように含めて伺っておきたいと思えます。

それから四番目なんですけれども、プライバシーの保護と情報公開という形で書きました。実は、八十二年あたりからコンピュータ、電算導入に関しましてプライバシーの保護をどのような形にするんだというのを、再三質問をしているわけです。

御承知のとおり、プライバシーの保護に関しましては、八十六年九月の質問のときには個人情報保護の規則みたいなことができた、つまり保護の規則ができています。その時に、条例化の方向で考えましょうという答弁をもらっているんです。個人情報の保護、つまり全体とすればプライバシーの保護についての条例はどのように考えるのかということをお伺いしておきたいんです。

その前の八十二年のときには相当ひどい答弁で、図書館の電算化に伴う個人情報の問題のときには、公務員の守秘義務が優先するんだからそんなものはいらないという形だったんですが、さすがにそうもいなくなっていて個人情報保護規則ができてきているわけですから、この条例化につきまして、どのように市長は考えているかということ、伺っておきたいんです。

それからもう一つは、個人情報の開示の問題なんですが、これは住民票の形が変わるときにやはり同じ質問をしまして、個人情報の開示ということそのものに、答弁者が理解をしてくださらなかったものですから、まったくわからなかったん

ですけれども、つまり、簡単に言えば、私についてどのような情報を市が持っていますかということを示せという、開示の要求ができるということになってます。これに対して、用紙の問題であるとかあるいは説明だとか、あるいはそれに關しまして、どのような形で行っていくかというような問題、それについてどのようにしていくかということをおきたいんです。

実際に電算が進むわけで、税務、財務という形でどんどん進んでいってわけですよ。最初は住民情報、つまり住民票に關することだったんですけれども、戸籍に關することだったんですけれども、だんだん進んでいくと、そうすればそうするほど、最初の保護条例が重要になってくることと、個人が一体どのような形で情報を公共が持っているか、あるいは市が持っているかということについて、開示を要求する。それが例えば一年間に何人も要求するとは思えませんけれども、しかし、少なくともそういうような準備が、自治体としては必要はなはずですが、それはどのような形になっているかということをおきたいんです。

それともう一つは、それを大きく含めるような形になりますけれども、実際に埼玉県の一部の市などで行われております情報公開条例が、市長はどのような形で考えているかということをおきたいんです。今日日本のあちらこちらであります情報公開条例というのは、現実にはお役所の書類の中に埋まってしまう、例えばどこへへんまで行くと、情報公開追って行くと、あるところからこれ以上書類が出ませんよという形になっちゃうなんてことはよく出まして、今日日本にある情報公開条例そのものの不備さというのは、再三指摘をされているんですけれども、それにしまして、情報公開の考え方がどうかというのは、自治体の問題としては非常に重要なことです。その上で市長がどういうふうに考えているかということをおきたいと思います。

今アメリカなんかで、例えばきのうの新聞でも出てましたけれども、横須賀と東富士に核を処理する施設が、部隊がいるということが出ましたよね。これはアメリカの自由に基づく法律によって、ノーチラスという市民団体がアメリカの国防省の書類の情報開示を求めた上、出てきたことなんです。これは要するに、それだけアメリカなんかは情報公開が進んでいるわけですけれども、そのかわりプライバシーの保護も進んでいるわけですけれども、日本の中では、情報公開については非常にまだ、一部の自治体しか進んでいないところもありますけれども、福生市におきましては電算化が進む中、どのように考えているかということをおきたいと思います。

以上四点が、壇上からの一般質問です。終わります。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 遠藤議員さんの御質問にお答えいたします。

横田基地について、ブルーインパルスの飛行の中止についてでございます。

七月十五日の東京高裁の判決の中で、昭和三十九年の日米合同委員会の合意事項に違反するとの判断が示されているわけでございます。仄聞するところによりますと、国はブルーインパルスのような展示目的の、年一回の飛行は合意事項の範囲外であるとの見解であります。最高裁の判断を求める方針でおるやに伺っております。

ブルーインパルスの中止要請はしておりませんが、七月の三十一日に横田の防衛施設の事務所長に面会をいたしまして、判決を考慮し、慎重に対応するべきではないかと考えているが、国は今後どのように対応するか、国側の見解を求めたいと申し入れをしてまいりました。ところが、八月の八日に、合意事項に違反していないと考えているが、諸般の事情によりことしのブルーインパルスの飛行は中止する旨、米軍に回答したとの連絡を受けたわけでございます。中止がどのような理由によるかはわかりませんが、国の判断で決められたことであり、私としても特に異存はございません。

今後どのように対応するかということでございますが、最高裁の判断がどのような形で示されるかわかりませんが、それまでの間、高裁の判決を考慮し、慎重に対応するべきではないかと考えておるのでございます。

第二点目の、横田基地の公害訴訟についてでございますが、訴訟の審判が七月十五日、東京高裁でありましたが、夜間飛行の禁止請求は一審同様認められませんでした。国防の公共性は行政各部門の公共性と等しい、また騒音は特別の受認限度を超えているとして、過去の騒音被害に対する迷惑料が、一審の約四倍に増額されている点では、原告側にながりの理解を示した判決ではないかと考えております。

しかし、厚木基地をめぐる訴訟の控訴審で同じ東京高裁が昨年、高度の公共性を理由に騒音被害は受認限度内であると、迷惑料の請求まで退けた。極めて対照的な判決が出ているわけでございまして、今後この二つの控訴に対しまして、最高裁の対応に注目してまいりたいと考えております。

次に、第三点目の市内上空の飛行についてでございます。

御指摘のように、市街地の上空の飛行するケースが多くなっているように思います。市内上空飛行につきましては、で

きただけ避けるよう、従来から要請しているところですが、昭和三十九年の合意事項にも人口集中地域の上空における飛行はできるだけ避けるため、旋回コース等の設定に検討を加えることという事項もありますので、できるだけ多摩川上空付近を飛行するように要請してみたいと考えております。

また、合意事項につきましては、合意後既に二十三年を経過しておりますので、基地周辺の状況や航空機等が大きく変化しておりますので、現状に基づく騒音の軽減措置を取り決めていただく必要もあるように思いますので、こうした点につきまして、今後検討してみたいと考えております。

次に、六、七月期の離着陸については担当の部長から御答弁をいただきますので、よろしく願ひいたします。

次に、アスベスト問題についてお答えをいたします。

このことにつきましては、大変皆さん方に御心配をおかけしております。御指摘のように、アスベストは発がん性の物質として人体に影響を及ぼすと言われておりますが、私といたしましてはできるだけ早い時期に除去等をいたしたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。なお、除去工事に当たりましては、粉塵対策には万全を期してまいりたいと思ひます。

具体的には担当の部長から答弁をいただきますので、よろしく願ひいたします。

次に、下の川のふたかけと緑の保全についてでございます。

最初に下の川の改修の内容から申し上げますと、下の川につきましては昭和四十八年、公共下水道計画の策定で中央一号幹線として位置づけされました。延長で二千七百メートルのうち、第五小学校南端から第七小学校までの延長で千五百四十メートルの改修が必要で、都市計画法等の事業認可を取得しております。また、排水区域面積で六百六十八ヘクタールを受ける、最も重要な幹線でございます。近所の市街化の進展で、流出量が増大しており、去る五十七年には溢水を起こしております。豪雨時には当地域の皆様には不安を持たれて現在の現状であります。

このたび、防衛補助事業といたしまして着工の運びとなり、工事区間といたしましては第五小南端より上流に三百六十メートルで、内側幅は現況の水路の幅と同じ四メートル、深さが二メートル九十センチであります。水路改修としては、原則として開水路でいいわけですが、今回は上部を道路として利用する関係から、ボックスカルバートにいたしました。工事の施工方法は、現在の水路幅の外側一メートルの所に山止め坑を施して、築造することになります。

御指摘の緑の保全に関してでございますが、私は基本として各種公共事業にあたりましては保全に努めることが必要であると考えております。今回の工事におきましても、ただいま申し上げたように構造物は全て市の土地の範囲内で行くようにし、山止め工事も必要最小限にさせていただきます。したがって、伐採も極力少なくするようにいたさせますので、なにとぞ御理解のほどをお願いいたします。

次に、プライバシーの保護と情報公開について、保護条例についてでございますが、お話にありましたように、現在電算処理にかかる個人情報、福生市電算処理にかかる個人情報保護規則によって保護しております。しかし、個人情報は電算処理にかかるもの以外にも、例えば福祉、衛生、教育等行政の全分野に数多くございますので、それらを含めて保護条例は考えていきたいと思ひます。

御案内のように、情報化社会の進展の中でプライバシーの保護は公的部門のみならず、民間部門も含めて国が法制として保護しないといけないといわれ、国においても検討されているところでございますが、都の動向も見ながら、効率的なプライバシー保護について検討したいとしております。また、プライバシー保護の問題は情報公開制度との関係においてプライバシーの権利と知る権利という対立する部分があり、制度上どのように調整すべきかという点もありますので、今後も研究を進めてまいりますので、よろしく願ひいたします。

次に、第二点目の個人情報の開示についてでございますが、現行の個人情報保護規則第十二条による開示請求との訂正は、具体的に手続きが管理者に任せる形になっております。不明確な部分もありますので、電算処理連絡会議において取り上げ、処理実務の経験を踏まえて検討させておりますので、近く明確にしていけると思ひます。

次に、第三点目の情報公開条例についてでございますが、市民と行政との信頼性の確保、市民参加の充実、効率性の高い行政等を目指して実施され始めていますが、いろいろの問題も含んでおります。

第一に、膨大な文書等の中から求められる情報を正確に、スピーディーに検索できるシステムの確立の問題があります。

第二に、非公開の基準等の中にもプライバシーの保護や行政の公正、円滑な運営に支障のあるもの、あるいは職員の守秘義務との関係等々でございます。

第三には、情報公開と市民の行政ニーズに対応するための情報提供との関係です。広報等を中心とするさまざまな情報提供の方も、積極的に対応していかなければならない等々でございます。利用効率が悪いという問題もあります。いろいろ

ろと難しい問題が多いわけですが、当面文書管理のあり方について、保存、検索を含めて検討するプロジェクトを発足させることといたしました。検討整理の状況を見て、また議会とも御相談申し上げてまいりたいと思っておりますので、よろしく願います。

答弁にかえさせていただきます。

○市民部長（小野光朗君） それでは、横田基地についての、第四点の御質問でございますけれども、六月から八月期の離着陸数について御答弁を申し上げます。

まず六月でございますけれども、本年が飛行総数千四百十二回でございます。前年が千二百七十三回でございますので、二百三十一回の減少となっております。次に、一日平均飛行回数でございますけれども、本年が三十四・七回でございます。前年が四十二・四回でございますので、七・七回の減少となっております。次に、夜間でございますけれども、これは二十二時から午前七時でございますけれども、本年が四十四回でございます。前年が五十五回、十一回の減少となっております。一日平均でございますと、本年が一・五回、前年が一・八回で、〇・三回の減少となっております。それと、最高飛行日及び機数でございますけれども、六月二十五日が七十六回でございました。前年が六月六日、百一回でございますので、二十五回の減少となっております。それから騒音の最高日及びホーンでございますけれども、六月三日が百十二ホーンでございました。前年が六月五日と二十日と二十八日の三日間でございますけれども、百十一ホーンでございますので、一ホーンの増というふうになっております。

次に七月でございますけれども、飛行総数が千百九十七回でございます。前年が千百七十回なので、二十七回の増となっております。その次に、一日平均の飛行回数でございますけれども、三十八・六回でございます。前年が三十七・七回でございますので、〇・九回の増となっております。次に、夜間でございますけれども、五十四回でございます。前年が四十四回でございましたので、十回の増となっております。一日平均でございますと一・八回、前年が一・四回なので、〇・四回というふうになつております。それから最高飛行日及び機数でございますけれども、七月二十二日が百十四回でございます。前年が七月二十八日で八十九回でございますので、二十五回の増となっております。それから騒音最高日及びホーンでございますけれども、七月十五日と十六日が百十六ホーンでございました。前年が七月二日と十四日、百十三ホーンなので、三ホーンの増でございます。

次に八月でございますけれども、飛行総数が千八百七十八回でございます。前年が千四百十回でございましたので、四百六十八回の増となっております。それから一日平均の飛行回数でございますけれども、ことしが六十・五回、前年が四十五・五回でございますので、十五回の増となっております。それから夜間でございますけれども、五十五回でございます。前年が七十回でございますので、十五回の減少となっております。こうしまして、一日平均でございますと、ことしが一・八回、前年が二・三回でございますので、〇・五回の減となっております。それから最高飛行日及び機数でございますけれども、八月十四日が百十六回でございました。前年が八月三十一日、百三十二回でございましたので、三十四回の増となっております。それから騒音の最高日及びホーンでございますけれども、八月三十一日、百十八ホーンでございます。前年が八月十六日、百十四ホーンでございましたので、四ホーンということでございます。

以上、六月から八月期の離着陸数について御報告申し上げます。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しをいただきまして、第二点目のアスベストの問題について、市長の補足答弁をさせていただきます。

そのうち、アスベストの関係でございますけれども、学校教育施設というふうなことでございます、学校教育施設の状況でございますけれども、幸いにして教室にはございません。ありますのは、新聞報道等で報道されておりますのは、機械室が主なものでございます。と言いますのは、小学校で申し上げますと七校ともこのアスベストは吹きつけてございます。第一小学校から六小までは機械室でございます。それから七小につきましては階段室の天井でございます。一階、二階に上がります階段室の下の天井でございますが、そこについてございます。それから中学校でございますけれども、中学校につきましては、一中の体育館兼講堂でございます。そこでございます。それから二中につきましては機械室というふうなことでございます。

それで、この撤去状況でございますけれども、私どもといたしましては、やはり子供たちに直接接触するというふうなところを早急に撤去したいというふうな考えから、第七小学校の階段室の天井につきましては、八月の末日をもって撤去させていただきまして、現在第一中学校の講堂につきましては、今月中に撤去をしたいというふうな考えておるわけでございます。

（「対応が早くてよろしい」と呼ぶ者あり）

○教育次長（古谷正夫君） それから機械室につきましては、若干時間をちょうだいさせていただきながら、検討させていただくというふうなことでございまして、直接接触いたします七小だとか第一中学校につきまして、撤去いたしましたというふうに、それから撤去させていただこうというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げます。

○建設部長（森田 進君） それでは、私の方から市長の答弁の補足をさせていただきますが、今答弁申し上げております石綿管の關係につきましての問題と、それから下の川に關連しましての問題を補足して答弁させていただきます。

まず、私どもの方で關連します石綿管の施設の關係でございしますが、内容について申し上げますと、一つは現在市民体育館の中の玄関ホール、ここに百五十五平米ほどアスベストが使われております。それともう一つは、同じく体育館の中の控室に、五十一平米ほど使用されております。

その処理対策でございしますが、なかなか体育館につきましては御案内のように毎日毎日使われている施設でございまして、一応、影響がないという判断から、下に天井を設けまして、その天井によって飛散防止を図ると、そういうふうな形で工事で体育館については進めていきたいと、そんなふうに考えております。

それからもう一つ、水道事務所に実は五百平米ほど施設の中に、七カ所ほどございしますが、これについても市の方針としてはできるだけ、事情の許す限り早い時期に撤去すると、そういうふうな考え方が決まっておりますので、今東京都の方へ市の方針に沿うべく、できるだけ早い時期に除去すると、そういうふうな形で今、協議を進めている状況でございます。

それからやはり石綿管に關連いたしましたして、いわゆる水道管の問題でございしますが、一点は、現在水道管の中で石綿管が使われる割合ということでございますが、現在百四十キロにわたりまして水道管が敷設されているわけでございますが、そのうちの三十二キロ、三万二千メートルでございしますが、これが四月一日現在でまだ石綿管として残っております。パーセンテージとしては、二二・九％という数字でございしますが、年々この石綿管については管種替え、あるいは道路關連の工事等によりまして、石綿管を交換、その他に換えているわけでございますが、これは災害対策上、石綿管というのは御案内のように大変もろい性質でございしますので、災害対策を想定をして、それに伴って毎年毎年計画的に整備をしていると、そういう状況でございします。

それで、一年に平均して管種替えをしているのが、約三キロ程度でございします。ただ、ことしはおかげさまで五キロほど

のできるわけでございますが、そんな關係で、まだ石綿管を除去するまでには数年かかると、そんなふうに判断しております。

それからもう一つ、この石綿管によって水道水が汚染されて、発がん性が出てくるかどうかという問題でございしますが、れども、この点についても資料を取り寄せまして、私どもの方で調べている範囲では、こんなふうに言われております。

石綿の健康影響は、空気中の石綿を吸引することにより肺がんあるいはアスベスト肺等になる危険性があるとされているものでございまして、特に肺に吸収した場合と胃に入った場合とは異なっていると、そういうことでございまして、現在の時点で胃に入った場合の健康影響については確定できるデータは得られていないと、そんなふうに聞いております。

そのため、WHOのガイドラインにおいても水道水中のアスベストについては、ガイドライン中も特に示していないと、そういう状況でございします。環境庁等で、望ましい水質目標値として石綿の濃度を十ミクロン以上の長さのものについてリッター当たり七百万本以下と規定されているようでも、日本では現在の源水が、地質的にも源水中に含まれる石綿というのは考えられない。そういうことで、あるとすれば石綿管の使用によってということがございますが、それもリッター当たり七百万本というようなことは当然考えられない、そういうことでございまして、水道水中の石綿に關しては心配ないと、そんなふうに資料の中では示されているようです。

なお、水道水中の石綿に關しては、現在分析方法等を検討していると、そういう段階でございします。

以上、アスベストに關連しまして御答弁申し上げます。それからもう一点、下の川のふたかけに關連してでございますが、一つは経済効果についてというお話でございしますが、御案内のように、現在の下の川につきましては、下の川に沿って側道が全て整備されております。それで、ところが、下の川は五日市線の盛土、それから五日市街道、この二カ所でこの道路が遮断をされておると、そういう現況でございします。そうした中で、今回この道路を整備することによりまして、双方の生活環境の改善、そういうものについては十分効果があるだろうと、そんなふうに期待をしております。

それからもう一点、現在の道路については区画街路で大体六メートルの道路でございまして、一部学校の横については四メートルの道路でございしますが、今回下水路の上を整備することによりまして、八メートルを予定しているわけでございますが、民地側に一メートル五十センチの歩道を整備いたしまして、その歩道によって歩行者の保全が図れると、そんな